

第1章 計画の基本的な考え方

1

計画策定の背景

今日の環境問題は、ごみの増加、水質汚濁、森林や農地の荒廃といった身近な問題から、地球温暖化による気候変動など地球規模の問題に至るまで多岐にわたります。このような環境問題の多様化は、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動やライフスタイルの変化が原因であり、特に、地球温暖化による気候変動については、地球の営みを支えている生態系に重大な影響を与え、将来の世代に豊かな環境を継承していくことが困難になるばかりでなく、食料不足や水の枯渇、頻発する異常気象による自然災害など、人類の生存をも脅かすおそれが指摘されています。

私たちは、日々刻々と変化している社会経済の状況を踏まえながら、環境問題を自らの問題として捉え、美しく清らかな水の流れ、青く澄んだ空と美しい稜線を描く山並みに囲まれ、肥沃な大地など数多くの自然環境に恵まれた、本市のかけがえのない環境を将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、市民や事業者と行政が協働し、より良い環境を将来の世代へつないでいくため、市の環境保全に関する基本的な考え方を示した「佐久市環境基本条例」を平成 17 年 4 月に施行しました。

また、平成 20 年 3 月には、佐久市環境基本条例第 8 条に基づき、「佐久市環境基本計画」を策定し、同条例第 2 条に規定する基本理念の実現を目指して、環境の保全と創造（以下「環境の保全等」といいます。）のための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

現行の「佐久市環境基本計画」の計画期間が平成 29 年度で満了することに加え、東日本大震災以降の社会環境の変化や COP21^{※1}におけるパリ協定^{※2}の採択、生物多様性^{※3}の保全への対応など、新たな環境課題に対応するために、「第二次佐久市環境基本計画（以下「本計画」といいます。）」を策定し、環境の保全等に関するさらなる取組を推進していきます。

佐久市環境基本条例の基本理念（佐久市環境基本条例第 2 条）

■ 良好な環境の確保と将来への継承

環境の保全等は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とされる良好な環境を確保するとともに、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

■ 持続可能な社会の構築と市民の積極的な取組

環境の保全等は、自然と人とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、すべての市民の積極的な取組によって行われなければならない。

■ すべての事業活動や日常生活における地球環境保全への取組

地球環境の保全は、人類共通の課題として、すべての事業活動や日常生活において、環境の保全に資するよう行われなければならない。

※ 1 COP21：国連気候変動枠組条約第21回締約国会議

※ 2 パリ協定：世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「18世紀後半から始まった産業革命前に比べ2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」ことなどを合意した「京都議定書」以降の新たな温暖化対策の枠組み（詳細は P14を参照）。

※ 3 生物多様性：遺伝子・生物種・生態系それぞれのレベルで多様な生物が存在していること（詳細は P11を参照）。

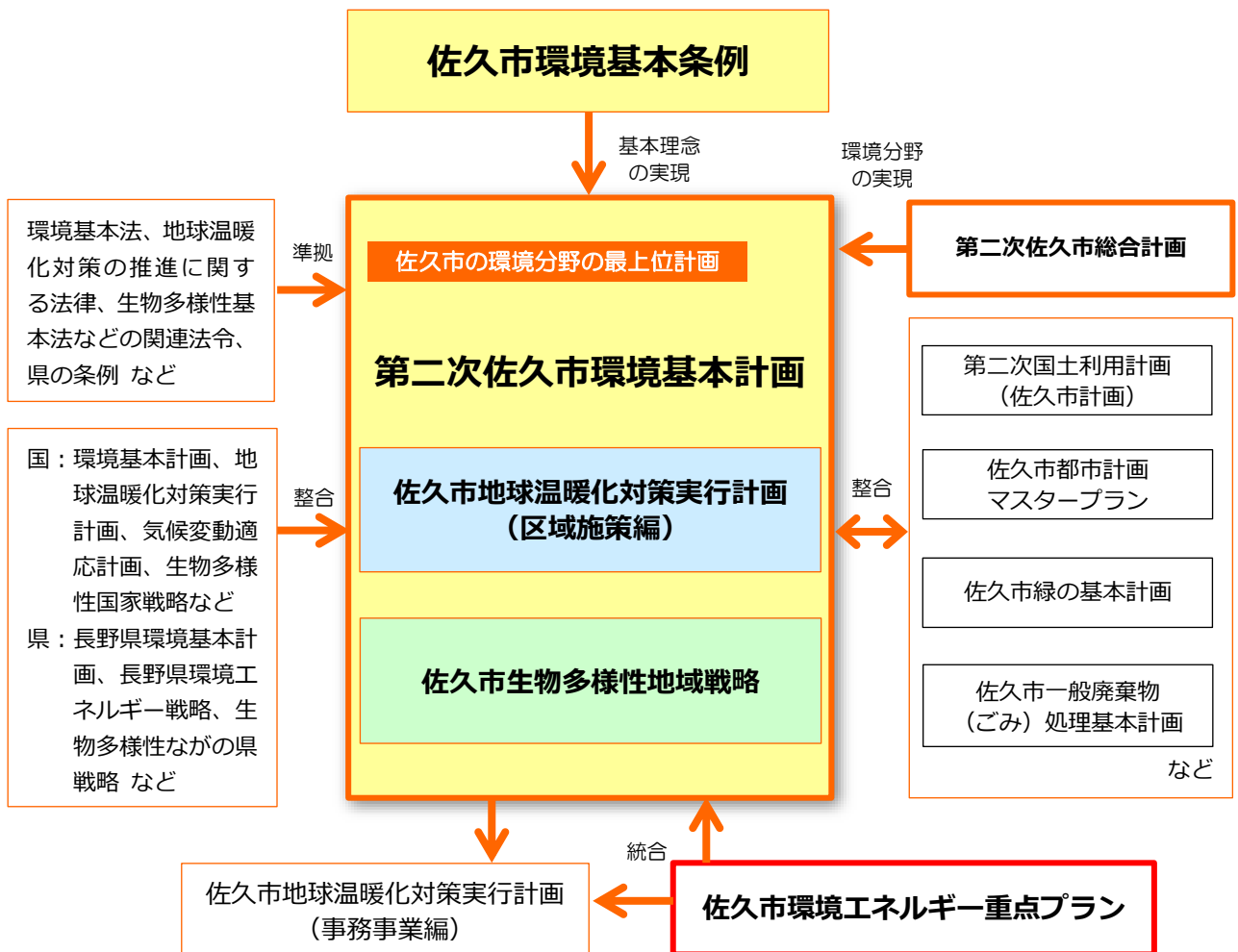
2 計画の目的と位置付け

本計画は、「佐久市環境基本条例」の基本理念の実現に向け、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるもので、また、本市の最上位計画である「第二次佐久市総合計画」に掲げる将来都市像「快適健康都市 佐久」の実現に向け、環境行政の最も基礎となる計画です。

さらに、生物多様性基本法第13条^{※1}に基づく「佐久市生物多様性地域戦略」、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条^{※2}に基づく「佐久市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を包含した計画として位置付けるとともに、現行の「佐久市環境エネルギー重点プラン」におけるエネルギー施策や目標値などの見直しを行い、本計画へ統合します。

計画の推進に当たっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、本市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画など、各施策の内容について整合を図ります。

第二次佐久市環境基本計画の位置付け



※1 「生物多様性基本法」第13条（詳細は P4を参照）

※2 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条（詳細は P4を参照）

生物多様性基本法第 13 条

生物多様性基本法第 13 条では、地方公共団体に対し、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として「生物多様性地域戦略」を策定するよう努めなければならないことを定めています。

「生物多様性地域戦略」は、次に掲げる事項について定めるものとしています。

- 生物多様性地域戦略の対象とする区域
- 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
- 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条では、地方公共団体に対し、地球温暖化対策に関する計画を策定することを定めています。

■ 事務事業編（第 21 条第 1 項）

事務事業編とは、市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出抑制などを行うための施策に関する事項を定め、行政も一事業者としての立場から、地球温暖化対策に取り組んでいくための計画です。

■ 区域施策編（第 21 条第 3 項）

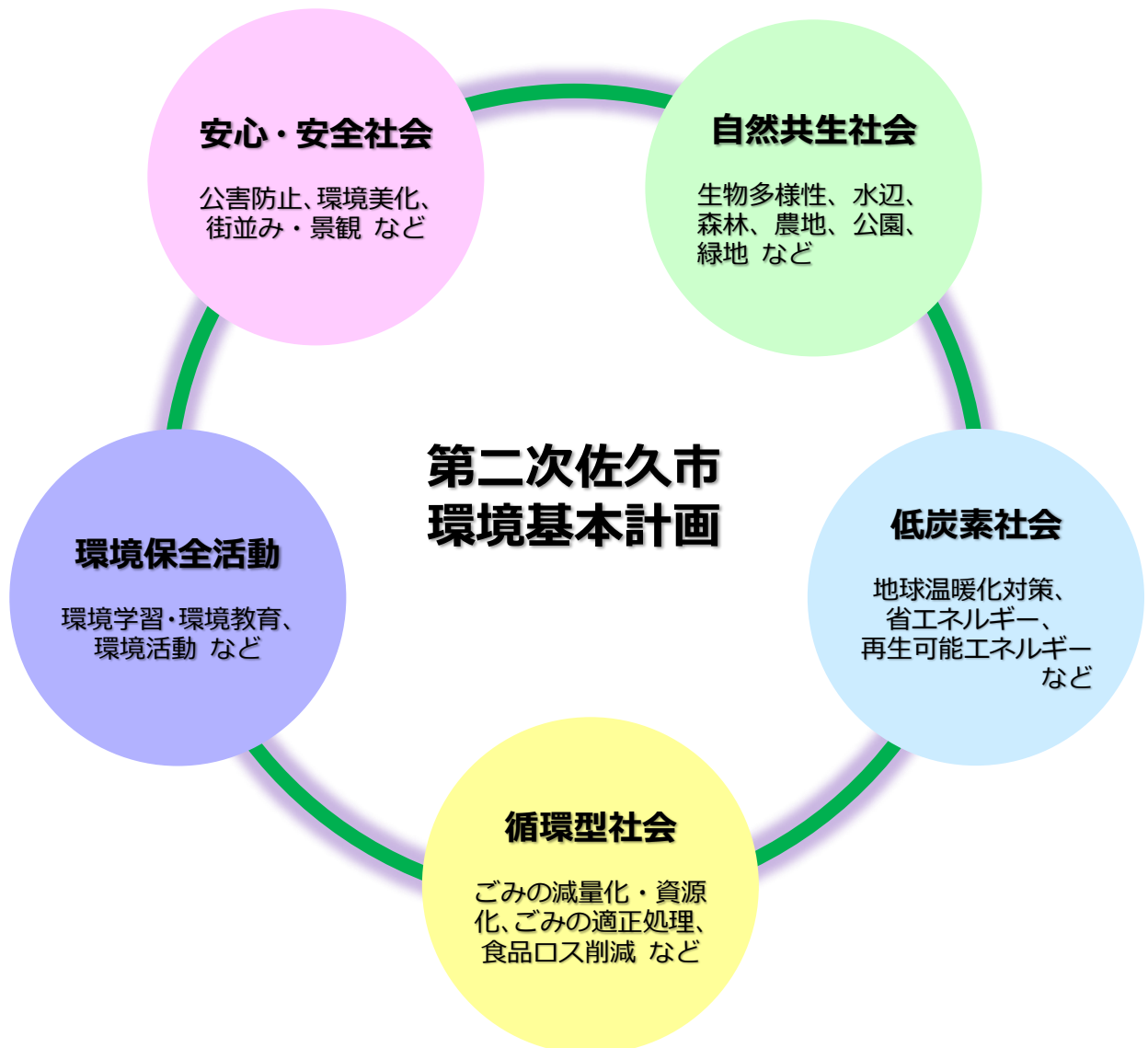
区域施策編とは、市の自然的社会的条件に応じて、市域全体での温室効果ガスの排出抑制などを行うための施策に関する事項を定め、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいくための計画です。

3 計画の対象分野

本計画では、身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題まで、総合的に捉えていくものとします。

本計画が対象とする分野は、安心・安全社会^{※1}、自然共生社会^{※2}、低炭素社会^{※3}、循環型社会^{※4}、環境保全活動の5分野とします。また、対象とする地域は佐久市全域とし、広域的な取組が必要なものについては、国や県などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

第二次佐久市環境基本計画が対象とする分野



- ※1 安心・安全社会：人々が安心して暮らせるよう、安全が確保され、質の高い生活を営むことのできる社会
- ※2 自然共生社会：生物多様性が適切に保たれ、社会経済活動を自然に調和したものとし、また、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会
- ※3 低炭素社会：気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会
- ※4 循環型社会：資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物などの発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会

4

計画の期間

本計画の期間は、中・長期的な将来を見据えながら、平成 30 年度（2018 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 10 年間とします。

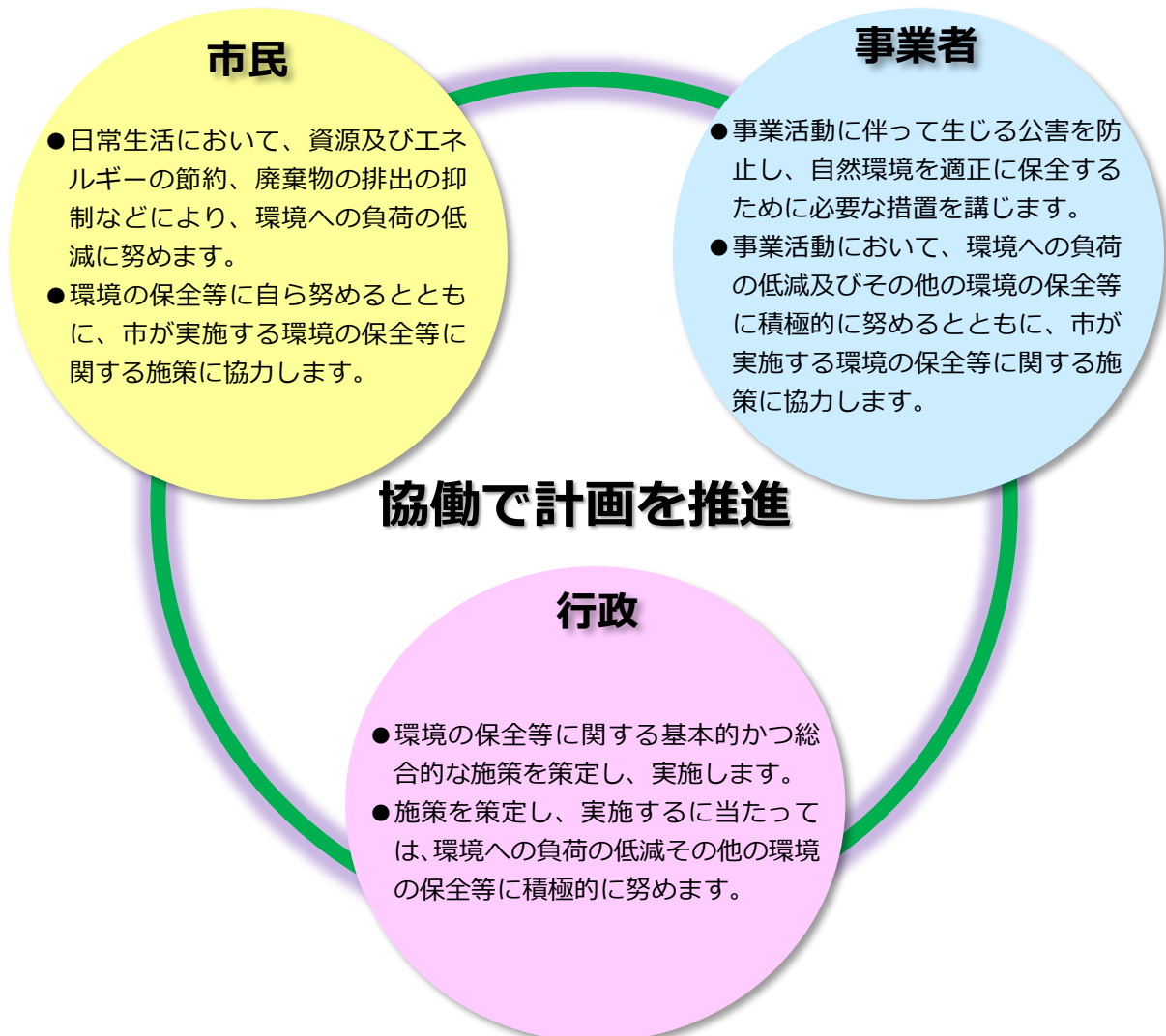
また、本市を取り巻く社会経済情勢、環境の変化や計画の進捗状況などにより、見直しの必要性が生じた場合には、適宜対応するものとします。

5

計画の推進主体

本計画の推進主体は市民・事業者・行政とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を、協働により実践していきます。

第二次佐久市環境基本計画の推進主体

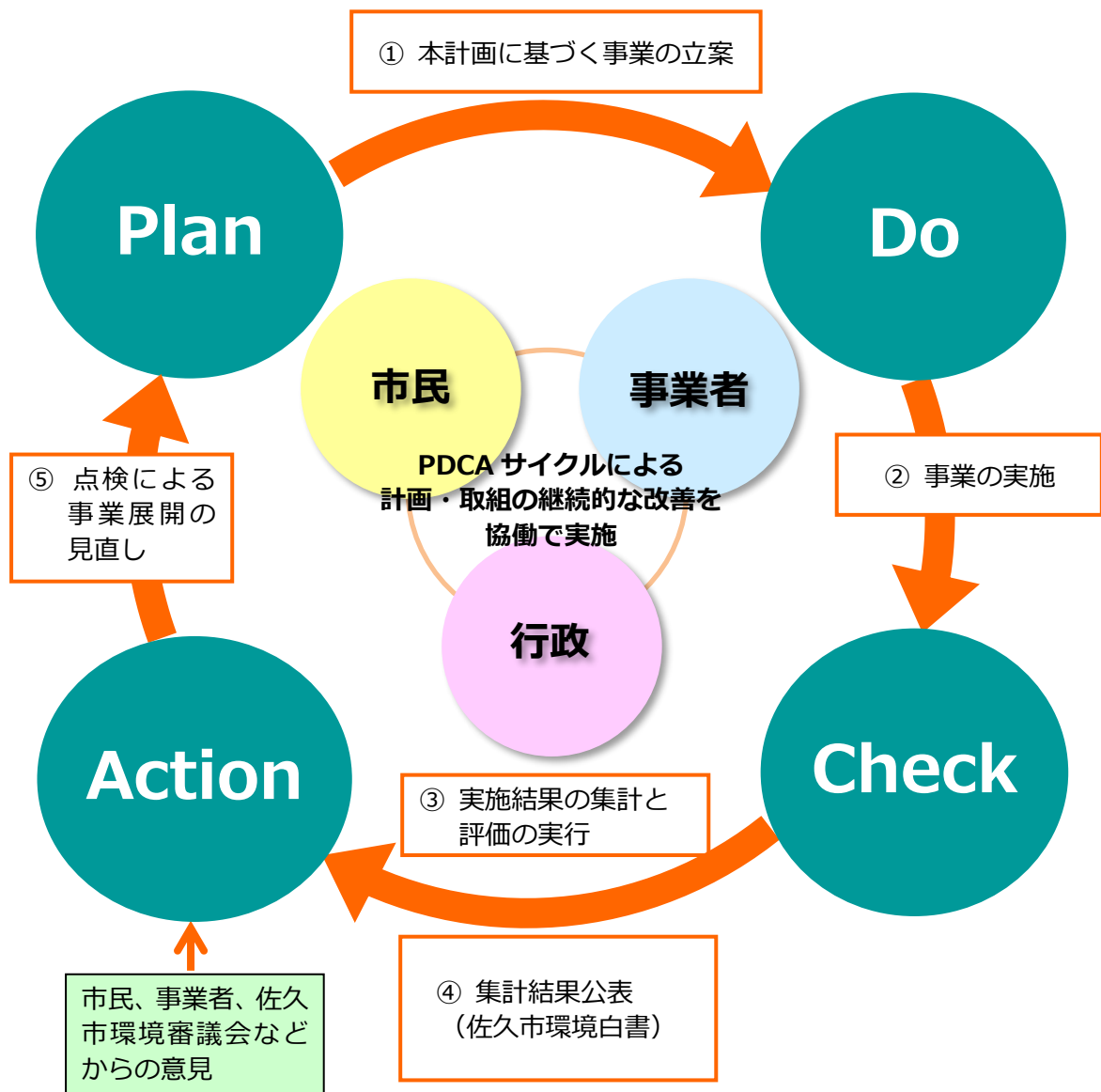


6 計画の進行管理

計画を着実に推進し、市民・事業者・行政の協働による進行管理を行うため、計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→改善(Action)を繰り返す、PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

また、計画の進捗状況は、「佐久市環境白書（環境基本計画年次報告書）」としてまとめ、佐久市環境審議会に報告するとともに、必要に応じワークショップなどを開催することで、市民や事業者からの環境行政に対する意見把握に努めます。

PDCA サイクルによる計画の進行管理



7 計画の構成

本計画は、第1章から第5章までで構成し、第1章に計画の基本的な考え方、第2章に計画策定の方向性、第3章に本市が目指す望ましい環境像、第4章に望ましい環境像の実現に向けた施策、第5章に協働プロジェクトについて示します。

計画の構成

第1章	計画の基本的な考え方	計画の目的、期間、推進主体、進行管理などの基本事項
第2章	計画策定の方向性	市域の環境の現状と課題、社会変化、計画策定の方向性
第3章	望ましい環境像	理想とする将来像、将来像達成のための基本目標
第4章	環境施策	将来像達成のための環境施策、主体別の環境配慮事項
第5章	協働プロジェクト	協働により重点的に推進する施策